

ID: 185

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水産多目的集会所条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第137号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 長門市水産多目的集会所(以下「集会所」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、集会所の管理に必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日